

福井県報

号外第 74 号
令 和 7 年
9月 30 日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

公 告

○福井県人事行政の運営等の状況（人事課） 1

公 告

福井県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年福井県条例第9号）第6条の規定に基づき、福井県の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和7年9月30日

福井県知事 杉本 達治

令和6年度福井県人事行政の運営等の状況（報告様式）

1 職員の任免および職員数の状況

(1) 職員数の状況

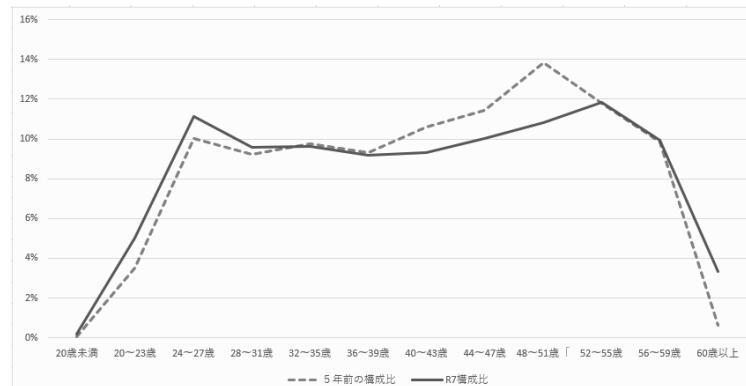
①部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

| 区分 部 門 | 職 員 数 | | 対前年 増減数 | 主 な 増 減 理 由 |
|-----------|--------|--------|------------|-----------------------------------|
| | 令和6年 | 令和7年 | | |
| 一般行政部門 | 総務・企画等 | 773 | 780 | 7 福井城中復元事業、リサイクルビジネス 新会社派遣等 |
| | 民生・衛生 | 677 | 677 | - |
| | 商工・労働 | 240 | 240 | - |
| | 農林水産 | 674 | 668 | △6 全国育樹祭終了等 |
| | 土木 | 613 | 614 | 1 |
| | 小計 | 2,977 | 2,979 | 2 |
| 特別行政部門 | 教育警察 | 7,344 | 7,305 | △39 児童生徒数減少による職員数の減、採用不足等による欠員 |
| | 小計 | 2,069 | 2,077 | 8 育休代替職員の増員 |
| | 小計 | 9,413 | 9,382 | △31 |
| 公営企業部門等 | 病院 | 1,180 | 1,192 | 12 育休代替職員の増員等 |
| | その他 | 54 | 57 | 3 |
| | 小計 | 1,234 | 1,249 | 15 |
| 合 計 | | 13,624 | 13,610 | △14 |

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。

②一般行政部門の年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



| 区分 | 20歳 未満 | 20歳 23歳 | 24歳 27歳 | 28歳 31歳 | 32歳 35歳 | 36歳 39歳 | 40歳 43歳 | 44歳 47歳 | 48歳 51歳 | 52歳 55歳 | 56歳 59歳 | 60歳 以上 | 計 |
|-----|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-------|
| 職員数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 人 | 6 | 150 | 332 | 285 | 287 | 274 | 277 | 298 | 322 | 353 | 296 | 99 | 2,979 |

2 職員の人事評価の状況

(1) 人事評価の状況

職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならないとされています（法23条の2）。

人事評価は能力主義、成績主義を実現するための手段であり、各任命権者においては、こうした観点から、職員の能力や勤務実績等を総合的に評価し、その結果を配置換や昇任、昇給などの人事管理に活用することで、公務の能率的な運営を図っています。

知事部局等においては、平成19年10月から管理職（課長級以上）に仕事の成果や仕事の過程における行動・姿勢を評価する新たな人事評価制度を導入しており、平成22年4月からは一般職員（課長補佐級以下）にも導入しています。

平成28年4月からは、人事評価制度の対象者について部局長および部長級職員を含めた全ての職員に拡大するとともに、行政職・研究職・医療職ごとの職級に応じて求められる行動・姿勢（標準職務遂行能力）を定めて、人事評価を行っています。

教育委員会においては、平成22年4月から、業績や意欲・態度を評価する教職員評価システムを公立学校の全教職員対象に試行しています。

平成28年4月からは、業績と能力に分けて評価するなど、評価方法の変更を行い、評価結果の処遇等への反映を導入した人事評価制度として実施しています。

警察本部においては、平成19年4月から、地方警務官を除く全ての職員を対象に、人事、昇給、教養等の公正な基礎資料および人材育成の指針とするため、職務に関する資質、能力および実績を総合的に評価する人事評定制度を実施しています。

平成28年4月からは、警察官の階級（職員は同相当職）に応じて求められる能力（標準職務遂行能力）を定めたほか、業績と能力に分けて評価するなど、評価方法の変更を行い、人事評価を行っています。

※ 地方警務官は警察庁において実施

※ 会計年度任用職員（フルタイム）は、令和2年4月の会計年度任用職員制度運用開始に伴い、職務に必要とされる能力の実証を行うため、行動・姿勢や業績等について人事評価を実施

3 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

| 区分 | 住民基本台帳人口 (6年度末) | 歳出額 A | 実質収支 | 人件費 B | 人件費率 B/A | (参考) 令和5年度 の人件費率 |
|-------|--------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-------------|------------------------|
| 令和6年度 | 742,933 | 千円 511,183,883 | 千円 4,466,646 | 千円 118,941,960 | % 23.3 | % 20.9 |

- 3 -

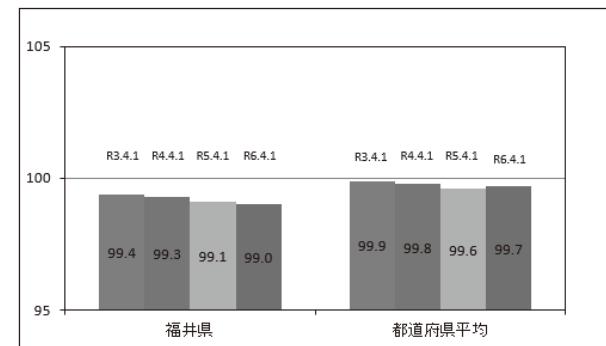
② 職員給与費の状況（普通会計予算）

| 区分 | 職員数 A | 給与費 | | | | 1人当たり 給与費 B/A |
|-------|-------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|---------------------|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | |
| 令和7年度 | 人 12,319 | 千円 54,513,830 | 千円 8,538,796 | 千円 22,456,845 | 千円 85,509,471 | 千円 6,941 |

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 紙与費および1人当たり給与費は当初予算の額です。

③ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

(2) 一般行政職給料表の状況（令和7年4月1日現在）

（単位：円）

| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1号給の給料月額 | 183,500 | 230,000 | 265,300 | 298,800 | 321,300 | 342,200 | 390,800 | 458,300 | 510,200 |
| 最高号給の給料月額 | 258,100 | 308,500 | 354,700 | 390,900 | 398,200 | 415,700 | 450,900 | 488,500 | 540,900 |

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

ア 一般行政職

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|-----|-------|----------|----------|
| 福井県 | 42.5歳 | 328,557円 | 392,110円 |

イ 技能労務職

| 区分 | 平均年齢 | 職員数 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|-------|-------|-----|----------|----------|
| 福井県 | 59.2歳 | 27人 | 295,220円 | 315,044円 |
| うち校務員 | 59.2歳 | 20人 | 298,770円 | 321,040円 |

(注) 7人以上の主な職種について記載しています。

ウ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|-----|-------|----------|----------|
| 福井県 | 46.3歳 | 388,584円 | 429,604円 |

エ 小・中学校（幼稚園）教育職

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|-----|-------|----------|----------|
| 福井県 | 42.5歳 | 369,450円 | 403,938円 |

オ 警察職

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|-----|-------|----------|----------|
| 福井県 | 38.0歳 | 338,073円 | 443,412円 |

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

②職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

| 区分 | 福井県 | 国 |
|----------|-----|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 225,600円 |
| | 高校卒 | 194,500円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 192,500円 |
| | 中学卒 | 185,700円 |
| 高等学校教育職 | 大学卒 | 252,000円 |
| | 高校卒 | 208,900円 |
| 小・中学校教育職 | 大学卒 | 252,000円 |
| | 高校卒 | 208,900円 |
| 警察職 | 大学卒 | 251,800円 |
| | 高校卒 | 221,200円 |

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

| 区分 | 経験年数10年 | 経験年数20年 | 経験年数25年 | 経験年数30年 |
|----------|---------|----------|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 281,973円 | 361,904円 | 384,216円 |
| | 高校卒 | 244,400円 | — | 367,220円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | — | — | — |
| | 中学卒 | — | — | — |
| 高等学校教育職 | 大学卒 | 339,931円 | 398,519円 | 429,971円 |
| | 高校卒 | — | — | 382,200円 |
| 小・中学校教育職 | 大学卒 | 336,724円 | 399,801円 | 419,508円 |
| | 高校卒 | — | — | — |
| 警察職 | 大学卒 | 301,291円 | 388,408円 | 415,239円 |
| | 高校卒 | 284,573円 | 347,246円 | 412,500円 |

(注) 該当職員が3人以下の各区分については、記載していません。

会計年度任用職員（フルタイム）は含まれていません。

(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

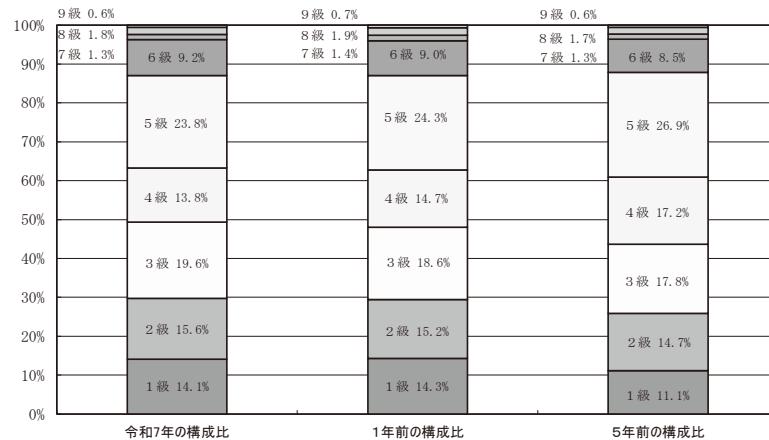
①一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 |
|----|----------|------|-------|
| 9級 | 部長 | 21人 | 0.6% |
| 8級 | 副部長 | 61人 | 1.8% |
| 7級 | 課長 | 44人 | 1.3% |
| 6級 | 課長、参事 | 305人 | 9.2% |
| 5級 | 課長補佐 | 791人 | 23.8% |
| 4級 | 主任 | 458人 | 13.8% |
| 3級 | 企画主査、主査 | 650人 | 19.6% |
| 2級 | 主事 | 519人 | 15.6% |
| 1級 | 主事 | 468人 | 14.1% |

(注) 1 福井県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

3 各級の構成比は小数点第二位以下を四捨五入しているため、値の合計が必ずしも100%にならない場合があります。



(注) 各級の構成比は小数点第二位以下を四捨五入しているため、値の合計が必ずしも100%とならない場合があります。

②昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

管理職（課長級以上）においては、平成 19 年 10 月から職員の仕事の成果や仕事の過程における行動・姿勢を評価する人事評価を実施しており、一般職（課長補佐級以下）においては、平成 22 年 4 月から実施している。

2 昇給への勤務成績の反映状況

管理職においては、平成 20 年度から人事評価結果を昇給に反映。
一般職においては、平成 22 年度から人事評価結果を昇給に反映。

(5) 職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当

| 福 井 県 | 国 |
|---------------------|---------------------|
| 1人当たり平均支給額（令和6年度） | — |
| 1,748 千円 | |
| (令和6年度支給割合) | (令和6年度支給割合) |
| 期末手当 | 勤勉手当 |
| 特定幹部職員 2.10月分 | 2.50月分 |
| 特定幹部職員以外 2.50月分 | 2.10月分 |
| (1.40)月分 | (1.00)月分 |
| (加算措置の状況) | (加算措置の状況) |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | 職制上の段階、職務の級等による加算措置 |
| ・役職加算 5~20% | ・役職加算 5~20% |
| ・管理職加算 15~25% | ・管理職加算 10~25% |

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

- 7 -

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1 勤務成績の評定の実施状況

管理職（課長級以上）においては、平成 19 年 10 月から職員の仕事の成果や仕事の過程における行動・姿勢を評価する人事評価を実施しており、一般職（課長補佐級以下）においては、平成 22 年 4 月から実施している。

2 勤勉手当への勤務成績の反映状況

管理職においては、平成 20 年 6 月期から人事評価結果を勤勉手当に反映。
一般職においては、平成 22 年 12 月期から人事評価結果を勤勉手当に反映。

②退職手当（令和7年4月1日現在）

| 福 井 県 | | 国 | |
|-------------|-----------------------|----------|-----------------------|
| (支給率) | 自己都合 勤奨・定年 | (支給率) | 自己都合 勤奨・定年 |
| 勤続20年 | 19.6695月分 | 勤続20年 | 19.6695月分 |
| 勤続25年 | 28.0395月分 | 勤続25年 | 28.0395月分 |
| 勤続35年 | 39.7575月分 | 勤続35年 | 39.7575月分 |
| 最高限度額 | 47.709 月分 | 最高限度額 | 47.709 月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) | その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置(3%~45%加算) |
| 1人当たり平均支給額 | 2,577千円 | 22,381千円 | |

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（令和7年4月1日現在）

| 支給実績（令和6年度決算） | | 1,025,279,454円 | |
|-------------------------|---------|----------------|-----------|
| 支給職員1人当たり平均支給額（令和6年度決算） | | 70,076円 | |
| 支給対象地域 | 支給対象職員数 | 支給率 | 国の制度（支給率） |
| 東京都特別区 | 31人 | 20% | 20% |
| 大阪府大阪市 | 9人 | 16% | 16% |
| 医師・歯科医師 | 177人 | 16% | 16% |
| 愛知県名古屋市 | 3人 | 14% | 14% |
| 千葉県千葉市 | 1人 | 14% | 14% |
| 京都府京都市 | 5人 | 9% | 9% |
| 石川県金沢市 | 1人 | 3% | 3% |
| 茨城県笠間市 | 1人 | 3% | 3% |
| 福井市 | 7,238人 | 1% | 2% |
| 福井市を除く福井県内 | 7,203人 | 1% | 0% |
| 海外他 | 4人 | 0% | 0% |
| 平均支給率 | | 1.2% | 1.2% |

(注)「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

| 支給実績（令和6年度決算） | 878,720千円 | | | |
|--------------------------|--|---|---------------|---------------------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算） | 145,200円 | | | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度） | 37.2% | | | |
| 手当の種類（手当数） | 33 | | | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 支給実績（6年度決算） | 左記職員に対する支給単価 |
| 職員等の研修機関の教務に従事する職員の手当 | 消防学校に勤務する職員 | 研修における実技訓練 | 千円 127 | 日額550円 |
| 県税事務に従事する職員の手当 | 県税事務所、嶺南振興局税務部等に勤務する職員等 | 県税の賦課徴収等に関する事務 | 千円 778 | 日額810円 |
| 感染症防疫等作業に従事する職員の手当 | 健康福祉センター、県立病院、家畜保健衛生所等に勤務する職員等 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症に汚染されている患者の看護、家畜伝染病の病菌に汚染されている家畜の飼育、口蹄疫、鳥インフルエンザのまん延防止作業 | 千円 373 | 日額300円～760円 |
| 精神保健指定医等の職員の手当 | 精神保健指定医および健康福祉センターに勤務する保健師 | 精神保健及び精神障害者福利に関する法律の規定に基づく診察、精神保健法の規定に基づく在宅の精神障害者を訪問して行う相談指導等の業務 | 千円 130 | 日額350円～400円 |
| 麻薬取締業務に従事する職員の手当 | 健康福祉部医薬食品・衛生課に勤務する職員 | 麻薬及び向精神薬取締法の麻薬取締員としての業務 | 千円 9 | 日額550円 |
| 特殊病棟等に勤務する職員の手当 | 県立病院に勤務する理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、看護師、薬剤師、栄養士等 | 患者のリハビリテーション、人工透析、手術における臨床工学業務、救急患者の看護、救急患者を収容するための病棟の入院患者の看護、精神病患者に直接接しして行う栄養指導・服薬指導、内視鏡手術の直接補助業務、抗がん剤調剤業務 | 千円 5,758 | 日額240円～330円または勤務1回につき240円 |
| (特殊病棟等に勤務する職員の手当の特例) | 県立病院に勤務する看護師等 | 高度治療を要する患者を収容するための病棟における高度治療を要する入院患者の看護業務 | 千円 0 | 日額480円 |
| 社会福祉業務等に従事する職員の手当 | 健康福祉センター福祉課、総合福祉相談所、児童・女性相談所または特別支援学校等に勤務する職員 | 児童福祉や精神保健等に関する相談、指導の業務または入所者等の介助、指導の補助業務 | 千円 448 | 日額250円～520円 |
| 医療業務等に従事する職員の手当 | 健康福祉センター、県立病院、こども療育センター等に勤務する医師および歯科医師 | 医療業務または公衆衛生業務 | 千円 138,542 | 日額1,000円～5,000円 |
| 看護業務等に従事する職員の手当 | 県立病院に勤務する看護師等 | 看護業務その他の医療サービスを患者に提供する業務 | 千円 91,580 | 月額8,600円 |
| 死体処理作業に従事する職員の手当 | 県立病院に勤務する職員および警察の職員 | 人の死体の解剖、検視等の作業 | 千円 18,292 | 1体につき1,600円～3,200円 |
| 放射線取扱作業等に従事する職員の手当 | こども療育センターまたは県立病院に勤務する診療放射線技師、原子力環境監視センターにおいて放射性同位元素または人体に有害な放射線を使用して行う試験研究業務に従事することを常例とする技術職員等 | エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業、放射性同位元素等を使用して行う試験研究業務等 | 千円 3,964 | 日額240円～400円 |
| 危険な細菌の研究等に従事する職員の手当 | 健康福祉センター、衛生環境研究センターに勤務する病理細菌技術職員等 | 危険な細菌の研究、検査の業務等 | 千円 288 | 日額300円～410円 |
| 夜間看護等に従事する職員の手当 | 県立病院、こども療育センターに勤務する看護師、助産師等 | 正規の勤務時間における看護等の業務のうちその一部または全部が深夜において行われる業務等 | 千円 176,406 | 勤務1回につき1,620円～7,300円 |
| 潜水作業に従事する職員の手当 | 水産試験場または栽培漁業センターや等に勤務する職員もしくは警察の職員 | 潜水作業 | 千円 31 | 1時間につき310円～1,500円 |

| | | | | |
|------------------------------------|---|--|----------------|------------------------------------|
| 用地交渉業務に従事する職員の手当 | 農林総合事務所、土木事務所、ダム建設事務所等に勤務する職員のうち、用地交渉業務に従事する職員等 | 勤務公署以外の場所において行う、土地の取得、土地の取得に伴う物件の移転等の交渉 | 千円 2,058 | 日額810円～1,210円 |
| 特殊現場作業に従事する職員の手当 | 農林総合事務所、土木事務所等に勤務する職員等 | 地上もしくは水面10メートル以上の足場の不安定な箇所、傾斜が40度以上で高さが15メートル以上の傾斜地で行う調査、測量、検査、監督等の作業等 | 千円 956 | 日額300円～450円 |
| 災害応急作業等に従事する職員の手当 | 職員 | 県の管理する道路、河川等に豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に行う巡回監視、災害警備、遭難救助等の作業 | 千円 232 | 日額710円～2,160円 |
| (東日本大震災に対処するための特例)（特定大規模災害等のための特例） | 職員 | 福島原発の敷地内およびその周辺において、該当する区域で行う作業。 原子力緊急事態宣言があった場合において行う作業 | 日額660円～40,000円 | 人事委員会が定める額 |
| 危険薬剤または有害物質の取扱作業等に従事する職員の手当 | 衛生環境研究センター、農業試験場等に勤務する職員 | 特に危険性を有する薬剤を取り扱う業務または人体に有害な物質の発生を伴う業務等 | 千円 560 | 日額230円 |
| 畜等取扱作業に従事する職員の手当 | 畜産試験場、県営牧場および健康福祉センターに勤務する職員 | 精液の採取のために種雄畜を剝す作業、狂犬病予防法に基づく犬の捕獲または処分の作業、繁殖または飼養管理のために牛を割する作業 | 千円 406 | 日額240円～440円 |
| 家畜保健衛生業務に従事する職員の手当 | 家畜保健衛生所に勤務する獣医師 | 家畜保健衛生所法に掲げる家畜保健衛生の業務 | 千円 3,141 | 日額1,080円 |
| 爆発物取扱作業に従事する職員の手当 | 防災安全部消防保安課に勤務する職員または警察の職員 | 火薬類、高圧ガス等の取扱作業、特殊危険物質（サリン等）の処理作業等 | 千円 15 | 日額250円～5,200円 |
| 教育施設の教務等に従事する職員の手当 | 看護専門学校において教務に従事する職員の手当 | 看護専門学校の学生に対する講義等または職業訓練施設の訓練生の職業訓練 | 千円 3,462 | 日額480円～1,050円 |
| 高等学校の定期制教育または通信教育に従事する職員の手当 | 高等学校の定期制または通信制の課程に従事する校務を本務とする教諭等 | 定期制または通信教育に係る業務 | 千円 22,137 | 月額9,000円～19,000円 |
| へき地学校等に勤務する職員の手当 | へき地教育振興法に基づくへき地学校等に勤務する職員 | へき地教育振興法に基づくへき地学校等に勤務する職員 | 千円 43,457 | 給料および扶養手当の月額 の4/10～25/100 |
| 多学年の学級を担当する職員の手当 | 小・中学校の2以上の学年で編制されている学級を担当する教員 | 学級における授業または指導 | 千円 2,723 | 日額290円～350円 |
| 高等学校の教員等の産業教育手当 | 農業、工業等に関する課程を置く高等学校に勤務する教諭等 | 実習を伴う農業、工業等に関する科目を主として担任 | 千円 39,128 | 月額14,000円～19,000円 |
| 高等学校の全日制の課程および定期制の課程を兼任する職員等の手当 | 高等学校の全日制の課程を兼任する職員等 | 兼任に係る課程における授業等の業務 | | 1時間につき930円 |
| 教員特殊業務に従事する職員の手当 | 教頭、教諭等 | 週休日等に学校の管理下において行う部活動における生徒の指導業務等 | 千円 208,797 | 日額1,800円～16,000円または は1時間につき220円 |
| 航海実習の指導に従事する職員の手当 | 命じられた職員 | 実習生の航海実習の指導 | 千円 115 | 日額1,600円 |
| 教育業務の連絡指導に従事する職員の手当 | 教諭、養護教諭 | 教育についての連絡調整、指導および助言 | 千円 60,131 | 日額200円 |
| 夜間特殊業務に従事する職員の手当 | 警察の職員 | 正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜において行われる業務等 | 千円 63,789 | 勤務1回につき410円 ～1,240円 |
| 警察の職員の手当 | 警察の職員 | 私服職員の従事する犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕の業務等 | 千円 88,101 | 日額280円～1,640円 |
| 航空業務に従事する職員の手当 | 防災安全部消防保安課、防災航空事務所に勤務する職員、警察の職員等 | 航空機に搭乗し、航空機乗組員として行う業務等 | 千円 4,369 | 1時間につき1,900円 ～5,100円 |

⑤時間外勤務手当

| | |
|------------------------|-------------|
| 支給実績（令和6年度決算） | 2,880,305千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算） | 452千円 |
| 支給実績（令和5年度決算） | 2,874,860千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算） | 448千円 |

⑥その他の手当（令和7年4月1日現在）

| 手当名 | 内容および支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績 (令和6年度決算) | 支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算) |
|-----------------------|--|--------------------|---|-------------------|--------------------------------------|
| 管理職手当 | 管理または監督の地位にある職員に支給 [月額30,600円～126,600円] | 同じ (国:給料の特別調整額) | | 千円 820,024 | 円 718,688 |
| 初任給調整手当 | 医師、歯科医師および獣医師に支給 [月額2,000円～370,400円] | 異なる | 獣医師を支給対象としている | 千円 604,636 | 円 3,023,182 |
| 扶養手当 | 扶養親族のある職員に支給 [月額:配偶者1人当たり3,000円(行政職7級以下の職員のみ支給)、子1人当たり11,500円(15～22歳加算5,000円)] | 同じ | | 千円 1,298,292 | 円 244,315 |
| 住居手当 | 賃貸住宅に居住する職員に支給 [①家賃が27,000円以下の場合の月額 家賃-16,000円 ②家賃が27,000円を超える場合の月額 11,000円+（家賃-27,000円）/2 (上限28,000円)] | 同じ | | 千円 728,001 | 円 268,338 |
| 通勤手当 | 通勤のため、交通機関を利用し、または交通工具等を利用する職員に支給 [①電車・バスを利用する場合 運賃等相当額(15円を限度) ②乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて2,000円以上を支給 ③特急料金等を利用する場合 特急料金等の額に相当する額 ④交通機関等と自動車等の使用者が常例として乗継地周辺の駐車場等を利用する場合 駐車料金等加算(3,000円を限度)] | 異なる | 2 乗用車等を使用する場合 <福井県> 上限額なし (国) 上限額31,600円 4 交通機関等と自動車等の併用者が常例として乗継地周辺の駐車場等を利用する場合 <福井県> 駐車料金等加算あり (国) 駐車料金等加算なし | 千円 1,249,044 | 円 97,551 |
| 単身赴任手当 | 公署を異にする異動等に伴い転居し、配偶者と別居し、単身で生活することを常況とすることとなつた職員に支給 [基礎額30,000円に住居間の距離に応じた額(最高70,000円)を加算した額] | 同じ | | 千円 78,630 | 円 302,423 |
| 寒冷地手当 | 寒冷積雪の度合の厳しい地域に勤務する職員に毎年11月から翌年3月まで支給 [月額8,200円～19,800円] | 同じ | | 千円 27,975 | 円 62,166 |
| 特地勤務手当および特地勤務手当に準ずる手当 | 1 特地勤務手当 生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 [給料および扶養手当の4/100] 2 特地勤務手当に準ずる手当 特地勤務公署等への異動に伴って住居を移転した職員等に異動の日から起算して3年間以内の期間支給 [給料および扶養手当の月額の2/100～6/100] | 同じ | | 千円 0 | 円 0 |

| | | | | | |
|-------------|--|----|--|---------------|--------------|
| 休日給 | 休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 [1時間につき勤務1時間当たりの給与額の135/100] | 同じ | | 千円 548,160 | 円 160,656 |
| 夜勤手当 | 正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員に支給 [1時間につき勤務1時間当たりの給与額の25/100] | 同じ | | 千円 255,001 | 円 120,284 |
| 宿日直手当 | 宿日直を命ぜられた職員に支給 [1回につき4,400円～21,000円] | 同じ | | 千円 227,207 | 円 179,895 |
| 管理職員特別勤務手当 | 管理職手当受給者が週休日および休日等または平日の午後10時から午前5時までに勤務した場合に支給 [勤務1回につき2,000円～12,000円] | 同じ | | 千円 1,102 | 円 36,733 |
| 災害派遣手当 | 災害応急対策または災害復旧のため国の機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員が住所または居所を離れて福井県の区域内に滞在することを要する場合に支給 [1日につき3,970円～6,620円] | | | 千円 — | 円 — |
| 農林漁業普及指導手当 | 農林漁業等の普及指導事業に従事する職員に支給[月額17,000円] | | | 千円 20,218 | 円 187,199 |
| 義務教育等教員特別手当 | 義務教育諸学校に勤務する教育職員に支給 [2,000円～8,000円] | | | 千円 433,175 | 円 59,600 |

(注) 災害派遣手当は、支給対象者が3人以下のため支給実績等を記載していません。

(6) 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

| 区分 | | 給料月額等 |
|------|----------|--|
| 給料 | 知事副知事 | 1,300,000円 1,020,000円 |
| 報酬 | 議長副議長員議員 | 910,000円 860,000円 780,000円 |
| 期末手当 | 知事副知事 | (令和6年度支給割合) 3.45月分 |
| | 議長副議員 | (令和6年度支給割合) 3.45月分 |
| 退職手当 | 知事副知事 | (算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 130万円×在職月数×0.60 37,440,000円 (退職時) 102万円×在職月数×0.45 22,032,000円 (退職時) |

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、
1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(7) 公営企業職員の状況

① 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

| 区分 | 総費用A | 純損益または実質収支 | 職員給与費B | 総費用に占める職員給与費比率B/A | (参考)令和5年度の総費用に占める職員給与費比率 |
|-------|------------|------------|-----------|-------------------|--------------------------|
| 令和6年度 | 千円 591,938 | 千円 163,326 | 千円 69,874 | % 11.8 | % 11.3 |

(イ) 予算

| 区分 | 職員数A | 給与費 | | | 1人当たり給与費B/A |
|-------|------|-----------|----------|-----------|-------------|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | |
| 令和7年度 | 10 | 千円 35,338 | 千円 8,104 | 千円 14,549 | 千円 5,799 |

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 給与費および1人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

| 区分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|-----|-------|----------|----------|
| 福井県 | 36.3歳 | 358,439円 | 466,664円 |

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

| 福井県 | | |
|---------------------|----------|----------|
| 1人当たり平均支給額（令和6年度） | | |
| 1,299千円 | | |
| (令和6年度支給割合) | 期末手当 | 勤勉手当 |
| 特定幹部職員 | 2.10月分 | 2.50月分 |
| 特定幹部職員以外 | 2.50月分 | 2.10月分 |
| | (1.40)月分 | (1.00)月分 |
| (加算措置の状況) | | |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | | |
| ・役職加算 5~20% | | |
| ・管理職加算 15~25% | | |

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和7年4月1日現在）

| 福井県 | | |
|------------|---------------------------|-------------|
| (支給率) | 自己都合 | 勧奨・定年 |
| 勤続20年 | 19.6695月分 | 24.586875月分 |
| 勤続25年 | 28.0395月分 | 33.27075月分 |
| 勤続35年 | 39.7575月分 | 47.709月分 |
| 最高限度額 | 47.709月分 | 47.709月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例 措置(2%~20%加算) | |
| 1人当たり平均支給額 | 一千円 | 一千円 |

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、支給対象者が3人以下のため記載していません。

(ウ) 地域手当（令和7年4月1日現在）

| 支給実績（令和6年度決算） | | | 505千円 |
|--------------------------|------|---------|---------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算） | | | 50,498円 |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 一般行政職の制度（支給率） |
| 福井市 | 1.0% | 7人 | 1.0% |
| 福井市を除く福井県内 | 1.0% | 3人 | 1.0% |

(エ) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

| 支給実績（令和6年度決算） | | 109千円 | |
|--------------------------|--------------------|---|--------------------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算） | | 18,163円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度） | | 14.3% | |
| 手当の種類（手当数） | | 1 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 支給実績（6年度決算） |
| 特殊勤務手当 | 職員 | 勤務公署以外の場所において行う、土地の取得、土地の取得に伴う物件の移転等の交渉 | 千円 0 1日につき810円~1,210円 |
| | 職員 | 管理者の管理する送水施設に豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に行う巡回監視、応急作業等の作業 | 千円 5 1日につき710円~1,620円 |
| | 職員 | 地上もしくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所等において行う調査、測量等の作業 | 千円 86 1日につき300円 |
| | 職員 | 道路上で交通を遮断することなく行う道路の維持修繕、調査、測量等の作業 | 1日につき300円 |
| | 職員 | 水路内で行う調査、測量等 | 1日につき450円 |
| | 職員 | 橋脚の基礎工事その他港湾、河川等における工事において、水面下で行う調査、測量等の作業 | 1日につき300円 |
| | 職員 | 落石、地すべり、資材の落下等の危険等を伴う現場で行う調査、測量等の作業 | 1日につき300円 |
| | 職員 | 湖上において船舶に乗船して行う調査、測量等の作業 | 1日につき300円 |
| | 職員 | 高圧の配電線路または機器の保守、調査、監査等の作業 | 1日につき300円 |
| | 職員 | 水門の保守、点検、操作等の作業 | 1日につき340円 |
| 職員 | 特に危険性を有する薬剤を取り扱う作業 | 千円 18 1日につき230円 | 1日につき230円 |
| | 人体に有害な物質の発生を伴う業務 | 1日につき230円 | 1日につき230円 |

(オ) 時間外勤務手当

| 支給実績（令和6年度決算） | 1,691千円 |
|------------------------|---------|
| 職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算） | 169千円 |
| 支給実績（令和5年度決算） | 1,090千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算） | 121千円 |

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当（令和7年4月1日現在）

| 手当名 | 内容および支給単価 | 一般行政職の制度との異同 | 支給実績（令和6年度決算） | 支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算） |
|-----------------------|-----------|--------------|---------------|--------------------------|
| 管理職手当 | 一般行政職と同じ | - 千円 | - 千円 | - 千円 |
| 扶養手当 | | - 千円 | - 千円 | - 千円 |
| 住居手当 | | - 千円 | - 千円 | - 千円 |
| 通勤手当 | | 1,661千円 | 166,070円 | 166,070円 |
| 単身赴任手当 | | 0千円 | 0円 | 0円 |
| 特地勤務手当および特地勤務手当に準ずる手当 | | 0千円 | 0円 | 0円 |
| 寒冷地手当 | | 0千円 | 0円 | 0円 |
| 休日給 | | - 千円 | - 千円 | - 千円 |
| 夜間勤務手当 | | 0千円 | 0円 | 0円 |
| 宿日直手当 | | 0千円 | 0円 | 0円 |
| 管理職員特別勤務手当 | | 0千円 | 0円 | 0円 |

(注) 管理職手当、扶養手当、住居手当および休日給は、支給対象者が3人以下のため支給実績等を記載していません。

②水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

| 区分 | 総費用 A | 純損益 または 実質収支 | 職員給与費 B | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A | (参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率 |
|-------------|-----------------|--------------------|---------------|---------------------------|----------------------------------|
| 令 和 6 年度 | 千円 2,829,332 | 千円 311,477 | 千円 208,605 | % 7.4 | % 6.7 |

(イ) 予算

| 区分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | 1人当たり給与費 B/A |
|-------------|----------|--------------|--------------|--------------|-----------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | |
| 令 和 7 年度 | 21 | 千円 90,297 | 千円 58,960 | 千円 38,077 | 千円 149,257 |
| | | | | | 7,107 |

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 給与費および1人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

| 区分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|-----|-------|----------|----------|
| 福井県 | 47.1歳 | 398,336円 | 551,431円 |

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

| 福井県 | | | |
|---------------------|----------|----------|--|
| 1人当たり平均支給額（令和6年度） | | | |
| 1,837千円 | | | |
| （令和6年度支給割合） | 期末手当 | 勤勉手当 | |
| 特定幹部職員 | 2.10月分 | 2.50月分 | |
| 特定幹部職員以外 | 2.50月分 | 2.10月分 | |
| | (1.40)月分 | (1.00)月分 | |
| (加算措置の状況) | | | |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | | | |
| ・役職加算 5~20% | | | |
| ・管理職加算 15~25% | | | |

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和7年4月1日現在）

| 福井県 | | |
|------------|-----------------------|-------------|
| (支給率) | 自己都合 | 勧奨・定年 |
| 勤続20年 | 19,6695月分 | 24,586875月分 |
| 勤続25年 | 28,0395月分 | 33,27075月分 |
| 勤続35年 | 39,7575月分 | 47,709月分 |
| 最高限度額 | 47,709月分 | 47,709月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) | |
| 1人当たり平均支給額 | —千円 | —千円 |

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため記載していません。

(ウ) 地域手当（令和7年4月1日現在）

| 支給実績（令和6年度決算） | | | 1,340千円 |
|--------------------------|------|---------|---------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算） | | | 63,803円 |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 一般行政職の制度（支給率） |
| 福井市 | 1.0% | 10人 | 1.0% |
| 福井市以外の福井県内 | 1.0% | 12人 | 1.0% |

(エ) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

| 支給実績（令和6年度決算） | | | 197千円 |
|--------------------------|--------------------|---|------------------------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算） | | | 19,696円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度） | | | 23.8% |
| 手当の種類（手当数） | | | 1 |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 支給実績 (6年度決算) |
| 特殊勤務手当 | 職員 | 勤務公署以外の場所において行う、土地の取得、土地の取得に伴う物件の移転等の交渉 | 千円 0 1日につき810円~1,210円 |
| | 職員 | 管理者の管理する送水施設に豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に行う巡回監視、応急作業等の作業 | 千円 41 1日につき710円~1,620円 |
| | 職員 | 地上もしくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所等において行う調査、測量等の作業 | 千円 111 1日につき300円 |
| | 職員 | 道路上で交通を遮断することなく行う道路の維持修繕、調査、測量等の作業 | 1日につき300円 |
| | 職員 | 水路内で行う調査、測量等 | 1日につき450円 |
| | 職員 | 橋脚の基礎工事その他の港湾、河川等における工事において、水面下で行う調査、測量等の作業 | 1日につき300円 |
| | 職員 | 落石、地すべり、資材の落下等の危険等を伴う現場で行う調査、測量等の作業 | 1日につき300円 |
| | 職員 | 海上において船舶に乗船して行う調査、測量等の作業 | 1日につき300円 |
| | 職員 | 高圧の配電線路または機器の保守、調査、監督等の作業 | 1日につき300円 |
| | 職員 | 水門の保守、点検、操作等の作業 | 1日につき340円 |
| 職員 | 特に危険性を有する薬剤を取り扱う作業 | 千円 45 1日につき230円 | |
| 職員 | 人体に有害な物質の発生を伴う業務 | 1日につき230円 | |

(オ) 時間外勤務手当

| | |
|------------------------|---------|
| 支給実績（令和6年度決算） | 3,060千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算） | 146千円 |
| 支給実績（令和5年度決算） | 3,233千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算） | 154千円 |

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当（令和7年4月1日現在）

| 手当名 | 内容 および 支給単価 | 一般行政職 の制度との 異同 | 一般行政職 の制度と異 なる内容 | 支給実績 (令和6年度決算) | 支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算) |
|-----------------------|-------------------|----------------------|------------------------|-------------------|----------------------------------|
| 管理職手当 | | | | 3,558千円 | 889,500円 |
| 扶養手当 | | | | 2,851千円 | 219,329円 |
| 住居手当 | | | | 一千円 | 一円 |
| 通勤手当 | | | | 2,925千円 | 146,243円 |
| 単身赴任手当 | | | | 0千円 | 0円 |
| 特地勤務手当および特地勤務手当に準ずる手当 | | | | 0千円 | 0円 |
| 寒冷地手当 | | | | 0千円 | 0円 |
| 休日給 | | | | 51千円 | 8,509円 |
| 夜間勤務手当 | | | | 0千円 | 0円 |
| 宿日直手当 | | | | 0千円 | 0円 |
| 管理職員特別勤務手当 | | | | 0千円 | 0円 |

(注) 住居手当は、支給対象者が3人以下のため支給実績等を記載していません。

③宅地造成事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

| 区分 | 総費用 A | 純損益 または 実質収支 | 職員給与費 B | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A | (参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率 |
|-------|----------|--------------------|--------------|---------------------------|----------------------------------|
| 令和6年度 | 千円 0 | 千円 74,482 | 千円 39,038 | % — | % — |

(注) 職員給与費は資本的支出に計上しており、総費用の外数です。

このため職員給与比率を算出していません。

(イ) 予算

| 区分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | 1人当たり給与費 B/A | |
|-------|----------|--------------|-------------|-------------|-----------------|-------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | | |
| 令和7年度 | 5 | 千円 19,756 | 千円 3,342 | 千円 8,253 | 千円 31,351 | 千円 6,270 |

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 給与費および1人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

| 区分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|-----|-------|----------|----------|
| 福井県 | 46.8歳 | 337,796円 | 475,463円 |

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

| 福井県 | | |
|-------------------|--|---------|
| 1人当たり平均支給額（令和6年度） | | |
| | | 1,652千円 |

(令和6年度支給割合)

| | 期末手当 | 勤勉手当 |
|----------|----------|----------|
| 特定幹部職員 | 2.10月分 | 2.50月分 |
| 特定幹部職員以外 | 2.50月分 | 2.10月分 |
| | (1.40)月分 | (1.00)月分 |

(加算措置の状況)

職制上の段階、職務の級等による加算措置

・役職加算 5~20%

・管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和7年4月1日現在）

| 福井県 | | |
|------------|---------------------------|-------------|
| (支給率) | 自己都合 | 勤続・定年 |
| 勤続20年 | 19.6695月分 | 24.586875月分 |
| 勤続25年 | 28.0395月分 | 33.27075月分 |
| 勤続35年 | 39.7575月分 | 47.709月分 |
| 最高限度額 | 47.709月分 | 47.709月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例 措置(2%~20%加算) | |
| 1人当たり平均支給額 | — 千円 | — 千円 |

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、支給対象者が3人以下のため記載していません。

| | | |
|-----------------------|-----|----|
| 特地勤務手当および特地勤務手当に準ずる手当 | 0千円 | 0円 |
| 寒冷地手当 | 0千円 | 0円 |
| 休日給 | —千円 | —円 |
| 夜間勤務手当 | 0千円 | 0円 |
| 宿日直手当 | 0千円 | 0円 |
| 管理職員特別勤務手当 | 0千円 | 0円 |

(注) 扶養手当、住居手当および休日給は、支給対象者が3人以下のため支給実績等を記載していません。

(ウ) 地域手当（令和7年4月1日現在）

| | | | |
|--------------------------|---------|---------|-----------------------|
| 支給実績(令和6年度決算) | 277千円 | | |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算) | 55,315円 | | |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | |
| 福井市 | 1.0% | 4人 | 一般行政職の制度(支給率) 1.0% |

(エ) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

| | | | |
|--------------------------|----------|----------|--------------|
| 支給実績(令和6年度決算) | —円 | | |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算) | —円 | | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度) | —% | | |
| 手当の種類(手当数) | 1 | | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| (7) の①のウの(エ)に同じ | | | |

(注) 支給実績等は、支給対象者が3人以下のため記載していません。

(オ) 時間外勤務手当

| | |
|------------------------|---------|
| 支給実績(令和6年度決算) | 1,917千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算) | 383千円 |
| 支給実績(令和5年度決算) | 901千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算) | 180千円 |

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当（令和7年4月1日現在）

| 手当名 | 内容 および 支給単価 | 一般行政職 の制度との 異同 | 支給実績 (令和6年度決算) | 支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算) |
|--------|-------------------|----------------------|-------------------|----------------------------------|
| 管理職手当 | 一般行政職と同じ | | 0千円 | 0円 |
| 扶養手当 | | | —千円 | —円 |
| 住居手当 | | | —千円 | —円 |
| 通勤手当 | | | 632千円 | 126,312円 |
| 単身赴任手当 | | | 0千円 | 0円 |

④下水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決 算

| 区分 | 総費用 A | 純損益 または 実質収支 | 職員給与費 B | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A | (参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率 |
|-------------|-----------------|--------------------|--------------|---------------------------|----------------------------------|
| 令 和 6 年度 | 千円 1,075,154 | 千円 73,764 | 千円 58,674 | % 5.5 | % 4.6 |

(イ) 予 算

| 区分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | 1人当たり給与費 B/A |
|-------------|----------|--------------|-------------|--------------|-----------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | |
| 令 和 7 年度 | 6 | 千円 24,650 | 千円 6,243 | 千円 10,489 | 千円 41,382 |
| | | | | | 6,897 |

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 給与費および1人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項
なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

| 区分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|-----|-------|----------|----------|
| 福井県 | 42.5歳 | 411,257円 | 558,438円 |

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

| 福 井 県 | | |
|---------------------|----------|----------|
| 1人当たり平均支給額（令和6年度） | | |
| | | 1,766千円 |
| （令和6年度支給割合） | 期末手当 | 勤勉手当 |
| 特定幹部職員 | 2.10 月分 | 2.50 月分 |
| 特定幹部職員以外 | 2.50 月分 | 2.10 月分 |
| | (1.40)月分 | (1.00)月分 |
| （加算措置の状況） | | |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | | |
| ・役職加算 5~20% | | |
| ・管理職加算 15~25% | | |

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和7年4月1日現在）

| 福 井 県 | | |
|------------|---------------------------|-------------|
| (支給率) | 自己都合 | 勧奨・定年 |
| 勤続20年 | 19.6695月分 | 24.586875月分 |
| 勤続25年 | 28.0395月分 | 33.27075月分 |
| 勤続35年 | 39.7575月分 | 47.709月分 |
| 最高限度額 | 47.709月分 | 47.709月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例 措置(2%~20%加算) | |
| 1人当たり平均支給額 | — 千円 | — 千円 |

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため記載していません。

(ウ) 地域手当（令和7年4月1日現在）

| 支給実績（令和6年度決算） | 372千円 |
|--------------------------|---------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算） | 62,032円 |
| 支給対象地域 | 支給率 |
| 福井市 | 1.0% |
| 福井市を除く福井県内 | 1.0% |

(エ) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

| 支給実績（令和6年度決算） | — 円 |
|--------------------------|--------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算） | — 円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度） | — % |
| 手当の種類（手当数） | 1 |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 |
| | 主な支給対象業務 |
| (7) の①のウの(エ)に同じ | 左記職員に対する支給単価 |

(注) 支給実績等は、支給対象者が3人以下ため記載していません。

(オ) 時間外勤務手当

| 支給実績（令和6年度決算） | 895千円 |
|------------------------|-------|
| 職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算） | 149千円 |
| 支給実績（令和5年度決算） | 485千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算） | 92千円 |

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当（令和7年4月1日現在）

| 手当名 | 内容 および 支給単価 | 一般行政職 の制度との 異同 | 一般行政職 の制度と異 なる内容 | 支給実績 (令和6年度決算) | 支給職員1人當た り平均支給年額 (令和6年度決算) |
|--------|-------------------|----------------------|------------------------|-------------------|----------------------------------|
| 管理職手当 | | | | — 千円 | — 円 |
| 扶養手当 | | | | 1,320千円 | 330,000円 |
| 住居手当 | | | | — 千円 | — 円 |
| 通勤手当 | | | | 1,013千円 | 253,345円 |
| 単身赴任手当 | | | | 0千円 | 0円 |

| | | |
|-----------------------|-----|----|
| 特地勤務手当および特地勤務手当に準ずる手当 | 0千円 | 0円 |
| 寒冷地手当 | 0千円 | 0円 |
| 休日給 | −千円 | −円 |
| 夜間勤務手当 | 0千円 | 0円 |
| 宿日直手当 | 0千円 | 0円 |
| 管理職員特別勤務手当 | 0千円 | 0円 |

(注) 管理職手当、住居手当および休日給は、支給対象者が3人以下のため支給実績等を記載していません。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

令和6年度の職員の勤務時間は原則として次の表のとおりです。

| | |
|------|-------------|
| 勤務時間 | 8:30～17:15 |
| 休憩時間 | 12:00～13:00 |

(注) 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇制度の状況

令和6年度の職員の主な休暇制度の状況は次の表のとおりです。

なお、職員の休暇等については、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例や施行規則等で定められています。

| 区分 | 期間 | 令和6年度の取得状況 | | |
|----------|--|---------------------------|-----------------|-----------------|
| | | 知事部局等 | 教育委員会 | 警察本部 |
| 年次休暇 | 1年あたり20日（10日） | 取得日数 平均12.6日 (7.7日) | 平均13.7日 (−日) | 平均12.0日 (−日) |
| 夏季休暇 | 5日以内（3日以内） | 取得日数 平均4.6日 (2.1日) | 平均4.7日 (−日) | 平均5.0日 (−日) |
| ボランティア休暇 | 5日以内 ただし、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村において被災者を支援する活動を行う場合 7日以内 | 取得者 46人 | 27人 | 0人 |
| 病気休暇 | 90日以内（10日以内） ただし、悪性新生物など人事委員会が定める疾病により療養をする場合 180日以内 結核性疾患により長期の療養をする場合 1年以内 | 取得者 426人 (3人) | 584人 (−人) | 162人 (−人) |
| 介護休暇 | 配偶者、父母、子などを介護する必要のある場合、連続する6月（93日）の期間内において必要と認める期間 | 取得者 1人 (0人) | 4人 (−人) | 0人 (−人) |

(注) 1 表中「知事部局等」には、知事部局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会局を含みます。（以下同じ）

2 年次休暇、夏季休暇、ボランティア休暇については、1年単位で付与されるため、令和6年（R6.1.1～12.31）の取得状況を記載しています。

3 病気休暇、介護休暇の取得者数は、令和6年度中に休暇を開始した者の人数を記載しています。

4 () 内は、フルタイムの会計年度任用職員に係る休暇の状況を記載しています。
なお、休暇付与単位は、任用時期および任用期間によって異なります。

5 職員の休業に関する状況

(1) 休業制度の状況

令和6年度の職員の主な休業制度の状況は次の表のとおりです。

なお、職員の休業については、福井県職員の育児休業等に関する条例や福井県職員の自己啓発等休業に関する条例等で定められています。

| 区分 | 期間 | 令和6年度の取得状況 | | |
|------|---|--------------------|-------------------|-------------------|
| | | 知事部局等 | 教育委員会 | 警察本部 |
| 育児休業 | 最長で子が3歳（2歳）に達する日までの期間 | 計 | 取得者／子が出生した人数 | |
| | | 181人／179人 (3人) | 249人／307人 (一人) | 106人／143人 (一人) |
| | | 男 | 93人／91人 (1人) | 87人／145人 (一人) |
| | 大学等課程の履修 二年 ただし、大学院の課程または これに相当する外国の大学の 課程であって、その修業年限 が二年を超える場合 | 女 | 88人／88人 (2人) | 76人／113人 (一人) |
| | | | 162人／162人 (一人) | 30人／30人 (一人) |
| | 自己啓発等 休業 | 取得者 | 0人 | 2人 |
| | | | 0人 | 0人 |
| | 配偶者同行 休業 | 取得者 | 0人 | 0人 |
| | | | 0人 | 0人 |

(注) 1 育児休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業の取得者数は、令和6年度中に休業を開始した者の人数を記載しています。

2 () 内は、フルタイムの会計年度任用職員に係る休業制度の状況を記載しています。

6 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

令和6年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

| 区分 | 降 任 | 免 職 | 休 職 | 降 級 | 計 |
|-------|-----|-----|------|-----|------|
| 知事部局等 | 0人 | 0人 | 72人 | 0人 | 72人 |
| 教育委員会 | 0人 | 0人 | 70人 | 0人 | 70人 |
| 警察本部 | 0人 | 0人 | 11人 | 0人 | 11人 |
| 計 | 0人 | 0人 | 153人 | 0人 | 153人 |

(注) 令和6年度中に分限処分を受けた職員数を記載しています。

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことです。

令和6年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

| 区分 | 戒 告 | 減 級 | 停 職 | 免 職 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 知事部局等 | 8人 | 3人 | 1人 | 0人 | 12人 |
| 教育委員会 | 11人 | 1人 | 5人 | 2人 | 19人 |
| 警察本部 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 計 | 19人 | 4人 | 6人 | 2人 | 31人 |

(注) 令和6年度中に懲戒処分を受けた職員数を記載しています。

7 職員の服務の状況

職員の服務については、その根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています（地方公務員法（以下「法」という。）第30条）。

さらに、次のような義務、禁止および制限事項が定められています。

- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（法第33条）
- ・ 秘密を守る義務（法第34条）
- ・ 職務に専念する義務（法第35条）
- ・ 政治的行為の制限（法第36条）
- ・ 爭議行為等の禁止（法第37条）
- ・ 営利企業等の従事制限（法第38条）

（1）職務専念義務免除の状況

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（法第35条）とするものですが、福井県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例および職務に専念する義務の特例を定める規則（以下「規則」という。）でその免除が限定的に認められています。

令和6年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

| 区分 | 事由 | 令和6年度の承認件数 | | |
|-----------|---|------------|---------|------|
| | | 知事部局等 | 教育委員会 | 警察本部 |
| 規則第2条 第1項 | 県行政と密接な関係を有し、県が指導育成を行うことを必要とする団体の事務に従事する場合 | 244 件 | 506 件 | 0 件 |
| 規則第2条 第2項 | 教育に関する他の事業または事務に従事する場合（教育公務員特例法第17条第1項） | 0 件 | 1,563 件 | 0 件 |
| 規則第2条 第3項 | 当該地方公共団体の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 規則第2条 第4項 | 地方公共団体の当局に対し不満を表明し、または意見を申し出る場合（地方公務員法第55条第11項） | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 規則第2条 第5項 | 不利益処分に関する審査の請求者または勤務条件に関する措置の要求者として出頭した場合 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 規則第2条 第6項 | 職務に関連のある国家公務員または他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 規則第2条 第7項 | 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が特に認める場合 | 0 件 | 62 件 | 2 件 |

（注） 令和6年度中に職務専念義務免除申請を承認された件数を記載しています。

（2）営利企業等従事許可の状況

営利企業等の従事制限とは、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得いかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」（法第38条）とするものですが、営利企業等の従事制限に関する規則で許可の基準等が定められており、その許可が限定的に認められています。

令和6年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

| 許可の基準 (営利企業等の従事制限に関する規則第3条) | 令和6年度の許可件数 | | |
|--|------------|-------|------|
| | 知事部局等 | 教育委員会 | 警察本部 |
| 次のいずれにも該当しないと認める場合 ・ 職員の占めている職務と当該営利企業との間に特別な利害関係があって、それにより不当な結果を生じ、または生じるおそれのある場合 ・ 職務の遂行に支障のある場合 ・ その他公務員として適当でないと認められる場合 | 33 件 | 12 件 | 20 件 |

（注） 令和6年度中に営利企業等従事を許可された件数を記載しています。

8 職員の退職管理の状況

(1) 退職管理の状況

改正地方公務員法および福井県職員の退職管理に関する条例が平成28年4月1日に施行され、再就職者による職員への働きかけの規制や、再就職情報の届出の義務付け等を行なっています。なお、これらの規制等は、施行日以前に退職した元職員にも適用されています。

①職員への働きかけの規制

再就職した元職員による現職職員への働きかけ（再就職先と県との間の契約・処分等に関する要求や依頼）は、退職後2年間禁止されています（法第38条の2、条例第2条）。

なお、規制対象および禁止行為は下表のとおりです。

| 規制対象 | 禁止行為 |
|---|---|
| 全ての再就職者 | 離職前5年間の職務に関する働きかけ |
| 部長級の職に就いていた再就職者 | 離職前5年より前に部長級の職に就いていたときの職務に関する働きかけ |
| 副部長級・課長級の職に就いていた再就職者 | 離職前5年より前に副部長級・課長級の職に就いていたときの職務に関する働きかけ |
| 警察官の職であって、警察本部の参事官・課長およびこれらと同程度の職に就いていた再就職者 | 離職前5年より前に警察本部の参事官・課長およびこれらと同程度の職に就いていたときの職務に関する働きかけ |
| 県立学校の校長の職に就いていた再就職者 | 離職前5年より前に校長の職に就いていたときの職務に関する働きかけ |

（注）複数の規制対象に該当する場合には、該当するすべての禁止行為が適用されます。

②再就職情報の届出の義務付け

管理職員が在職中に営利企業等へ再就職することを約束した場合や、元管理職員が退職後2年間のうちに再就職した場合には、任命権者への届出を義務付けています（法第38条の6、条例第3条、第4条）。

また、知事部局等および教育委員会においては、元一般職員であっても、県の発注する公共工事の入札参加資格を有する営利企業等に再就職した場合には、任命権者への届出を要綱により義務付けています。

これらの届出の内容については、県のホームページにおいて、退職後2年間公表されます。
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji/saishushoku/kouhyou06.html>

9 職員の研修の状況

(1) 研修の状況

職員には、その勤務能率の発揮および増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとされています（法第39条）。

令和6年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

①知事部局等

| 区分 | 研修名 | 研修期間 | 受講者数 |
|----------------------|-------------------------|------|------|
| 階層別研修 (一般・マネジメント) | 県新規採用職員研修（前期） | 8日 | 165人 |
| | 県新規採用職員研修（中期） | 4日 | 157人 |
| | 県新規採用職員研修（後期） | 4日 | 144人 |
| | 新規採用職員研修（保育職） | 2日 | 44人 |
| | 新規採用職員研修（医療技術） | 2日 | 67人 |
| | 県採用3年目研修 | 4日 | 134人 |
| | 県採用5年目研修 | 1日 | 81人 |
| | リーダースキル研修 | 4日 | 169人 |
| | マネジメントスキル研修 | 3.5日 | 180人 |
| | 課長補佐事務研修 | 1日 | 52人 |
| | トップマネジメント研修 | 3.5日 | 115人 |
| | セカンドキャリア研修 | 1日 | 12人 |
| | 再任用職員研修 | 1日 | 6人 |
| | 役職定年者研修 | 1日 | 11人 |
| | トレーナー研修（前期） | 1日 | 131人 |
| | トレーナー研修（後期） | 1日 | 130人 |
| | 評価者研修（一次評価者） | 1日 | 91人 |
| | 評価者研修（二次評価者） | 1日 | 43人 |
| 能力開発研修 | 県・市町・民間企業合同研修会 | 3日 | 12人 |
| | ふくいをもっとおもしろく | 0.5日 | 50人 |
| | 発想力を高める水平思考研修 | 1日 | 47人 |
| | 政策デザインの基礎研修 | 1日 | 13人 |
| | 行動経済学（ナッジ）研修 | 0.5日 | 67人 |
| | SDGsと地方創生研修 | 1日 | 10人 |
| | 地方自治体におけるAI・IoTの活用研修 | 1日 | 32人 |
| | 地域資源を活かしたまちづくり研修 | 0.5日 | 24人 |
| | マーケティング研修 | 1日 | 16人 |
| | カードゲームを通してカーボンニュートラルを学ぶ | 0.5日 | 46人 |
| | プレゼンテーション研修 | 1日 | 21人 |
| | 折衝・交渉力強化研修 | 1日 | 39人 |
| | 会議運営能力向上（ファシリテーション）研修 | 1日 | 27人 |
| | カスタマーハラスメント防止研修 | 1日 | 63人 |

| | | |
|------------------------------|------|--------|
| 訴訟法務研修 | 1日 | 14人 |
| 女性スキルアップ研修①(自分らしいリーダーシップを学ぶ) | 1日 | 13人 |
| 女性スキルアップ研修②(公私の転機を楽しむポイント) | 1日 | 18人 |
| 女性リーダー育成研修:部下育成研修 | 1日 | 15人 |
| e ラーニング わかりやすい説明の仕方研修 | 0.5日 | 243人 |
| e ラーニング ハラスメント防止研修 | 0.5日 | 92人 |
| e ラーニング コーチング研修 | 0.5日 | 102人 |
| e ラーニング イクボス研修 | 0.5日 | 114人 |
| e ラーニング キャリア開発支援研修 | 0.5日 | 47人 |
| e ラーニング 人を動かすパワーポイント資料の作り方研修 | 0.5日 | 232人 |
| e ラーニング ビジネス文書レベルアップ研修 | 0.5日 | 239人 |
| 「クレド」による仕事の進め方改革研修 | 12回 | 574人 |
| 現場視察研修 | 1日 | 7人 |
| 民間企業派遣研修① | 5日 | 1人 |
| 民間企業派遣研修② | 18日 | 2人 |
| 民間企業派遣研修③ | 28日 | 2人 |
| 滋賀県政策立案研修 | 4日 | 5人 |
| マナーアップ研修 | 0.5日 | 1,251人 |
| コンプライアンス研修 | 0.5日 | 267人 |
| 秘書研修 | 0.5日 | 6人 |
| 語学研修(英語アカデミークラス) | 30回 | 4人 |
| 語学研修(英語中上級クラス) | 30回 | 9人 |
| 育児休業復帰者向け研修 | 0.5日 | 22人 |

- (注) 1 職員一般研修とは、年齢階層ごとの役割変化に応じて、必要な知識、技能等を修得させるための研修です。
- 2 マネジメント研修とは、管理・監督の立場にある職員や昇任が予定されている職員に対して、それぞれの職務に応じて必要な知識、技能等を修得させるための研修です。
- 3 能力開発研修とは、職務遂行上必要な専門知識の修得や技能および政策立案能力の向上を図るために全職員を対象とした研修です。

②教育委員会

| 区 分 | 研 修 名 | 研修期間 | 受講者数 |
|-----------|-----------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 指 定 研 修 | 基本研修 若手教員研修 | 初任者研修 | 校外研修 14日 校内研修 180時間程度 |
| | | 2年目研修 | 校外研修 5日 |
| | | 3年目研修 | 校外研修 3日 |
| | | 幼稚園・幼保連携型認定こども園 新規採用教員研修 | 園外研修 6日 園内研修 5日 |
| | | 中堅教諭等資質向上研修 | 校外研修 7日 校内研修 10日程度 |
| | 職務研修 | 40代研修 | 校外研修 2日 |
| | | 50代研修 | 校外研修 2日 |
| | | 新任校長研修 | 校外研修 3日 |
| | | 新任教頭研修 | 校外研修 3日 |
| 専 門 研 修 | 教科別研修 Ⅱ、Ⅲ | 臨時任用講師研修 | 校外研修 6日程度 校内研修 25時間程度 |
| | | マネジメント研修 | 校外研修 3日 |
| | | 小学校の各教科に関する研修 | 9講座 |
| | | 中学校の各教科に関する研修 | 5講座 |
| | 教科等に 関する研修 | 高等学校の各教科に関する研修 | 7講座 |
| | | その他(校種を超えた研修) | 6講座 |
| | | 小学校の各教科に関する研修 | 16講座 |
| | | 中学校の各教科に関する研修 | 18講座 |
| 通 信 型 研 修 | 教科外の 課題等に 関する研修 | 高等学校の各教科に関する研修 | 17講座 |
| | | その他(校種を超えた研修) | 6講座 |
| | | 総合・探求 | 3講座 |
| | | 授業改善 | 5講座 |
| | | 学級経営・教育相談 | 18講座 |
| | | 情報教育 | 6講座 |
| | 特別支援 | 社会人基礎力 | 2講座 |
| | | 学校改善 | 10講座 |
| | | 組織経営(管理職) | 6講座 |
| | | 特別支援 | 6講座 |

- (注) 1 指定研修とは、教職経験年数や職能により受講対象者を指定して行う研修です。
- 2 専門研修とは、2年目研修受講者、中堅教諭等資質向上研修受講者を中心に、それぞれのキャリアに応じた教科等の指導力を向上させるための研修です。
- 3 通信型研修とは、教員として求められる基礎的・基本的な知識・技能の習得を目的として、オンデマンドで自分のペースに合わせて必要なときに何度でも視聴できる研修です。指定研修や専門研修の事前研修としても位置付けています。

③警察本部

| 区分 | 研修名 | 研修期間 | 受講者数 |
|---------------------|------------------|-----------|----------|
| 警察大学校 | 警察運営科 | 2週 | 4人 |
| | 警部任用科目課程 | 2月 | 11人 |
| | 警部任用科特別短期課程 | 2週 | 2人 |
| | 課長補佐任用科 | 2週 | 5人 |
| | 教官養成科 | 1月 | 2人 |
| | 専科 | 1週から2週 | 26人 |
| | 指定職種任用科 | 1週から3週 | 6人 |
| | 研究科 | 1月半 | 1人 |
| | 特別捜査幹部研修所 | 特別捜査幹部科 | 4月 |
| 取調べ技能総合研究・研修センター | 取調べ技術・捜査指揮研修科 | 2週 | 1人 |
| 国際警察センター | 国際捜査研究科 語学研修科 | 2週 10月 | 1人 2人 |
| サイバーセキュリティ研究・研修センター | サイバー捜査研修科 | 2週から1月 | 4人 |
| 情報通信学校 | 情報通信技術専科 | 1週から2週 | 4人 |
| 財務捜査研修センター | 財務捜査研修科 | 2週 | 2人 |
| 管区警察学校 | 警部補任用科 | 1月半 | 29人 |
| | 巡査部長任用科 | 1月 | 41人 |
| | 係長任用科 | 2週 | 12人 |
| | 主任任用科 | 2週 | 16人 |
| | 専科 | 1週から1月 | 15人 |
| 県学校 | 初任科 | 半年、10月 | 50人 |
| | 警察行政職員初任科 | 4週 | 12人 |
| | 初任補修科 | 2月、3月 | 51人 |
| | 警部補任用科 | 2週 | 5人 |
| 県学校 | 巡査部長任用科 | 2週 | 5人 |
| | 部門別任用科 | 1週から3週 | 44人 |
| | 専科 | 1週から2週 | 228人 |
| | 特設初任科 | 2月 | 1人 |

- (注) 1 初任科とは、新たに採用された警察官および職員にその職務の遂行に必要な基礎的な知識および技能を修得させるための研修です。
- 2 初任補修科とは、初任科および職場での実習を修了した警察官に対し、知識・技能を総合的に発展進化させ、体力・気力を充実させるための研修です。
- 3 任用科とは、上位職に昇任または昇任が予定されている警察官および職員に、その職務の執行に必要な知識および技能を修得させるための研修です。また、各部門に新たに配置され、または配置予定の警察官に、その職務の執行に必要な知識および技能を修得させるための研修です。
- 4 専科とは、警察官および職員に、専門的な知識および技能を修得させるための研修です。
- 5 特設初任科とは、警察官に転任する予定の交通巡視員に、警察官として必要な知識・技能を修得させるための研修です。

- 35 -

10 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生の状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています（法第42条）。

令和6年度の福利厚生の状況は次の表のとおりです。

| 区分 | 主な内容 | 事業費（単位：千円） | | |
|------|--------------------------------------|------------|--------|--------|
| | | 知事部局等 | 教育委員会 | 警察本部 |
| 厚生事業 | 人間ドック事業 生活習慣病検診 その他の健康づくり推進事業等 | 68,537 | 48,546 | 34,439 |
| 補助事業 | 職員互助会等の補助 (健康増進事業等) | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 68,537 | 48,546 | 34,439 |

(2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しています。なお、制度実施のため必要な財源は、職員の掛金と地方公共団体の負担金によってまかなわれています。

令和6年度の共済制度の状況は、次の表のとおりです。

| 区分 | 主な内容 | 給付額（単位：千円） | | |
|------|------------------|--------------|--------------|------------|
| | | 地方職員 共済組合 | 公立学校 共済組合 | 警察 共済組合 |
| 保健給付 | 医療給付、出産費、埋葬料等 | 1,397,759 | 2,306,840 | 712,542 |
| 休業給付 | 傷病手当金、育児休業手当金等 | 337,618 | 485,448 | 89,911 |
| 災害給付 | 弔慰金、災害見舞金等 | 0 | 0 | 0 |
| 附加給付 | 医療給付附加金、傷病手当金附加金 | 13,309 | 24,310 | 7,447 |
| 厚生事業 | 健康管理、健康増進事業等 | 29,077 | 180,450 | 25,303 |
| | 計 | 1,777,763 | 2,997,048 | 835,203 |

(注) 1 地方職員共済組合は、都道府県の職員が加入しています。

2 公立学校共済組合は、公立学校の職員ならびに都道府県教育委員会およびその所管に属する教育機関の職員が加入しています。

3 警察共済組合は、都道府県の警察職員が加入しています。

- 36 -

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害または通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金という法人が、その災害によって生じた損害を補償する制度です。

令和6年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

| 種類 | 内容等 | 補償の状況（金額単位：千円） | | | | | |
|--------|---|----------------|--------|-------|--------|------|--------|
| | | 知事部局等 | | 教育委員会 | | 警察本部 | |
| | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 療養補償 | 公務または通勤による負傷や疾病の療養に必要な費用を支給する。 | 17 | 10,040 | 109 | 23,282 | 61 | 16,063 |
| 傷病補償年金 | 療養開始後1年6ヶ月を経過しても治ゆせず、その障害の程度が一定の等級に該当する場合に支給する。 | 0 | 0 | 1 | 2,963 | 0 | 0 |
| 障害補償 | 療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給する。 | 2 | 6,025 | 2 | 4,779 | 4 | 7,561 |
| 介護補償 | 傷病補償年金または障害補償年金の受給者で、一定の障害を有し、常時または随時介護を受けている場合に支給する。 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 遺族補償 | 公務または通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給する。 | 3 | 6,856 | 5 | 10,605 | 4 | 10,357 |
| 葬祭補償 | 公務または通勤により死亡した場合に遺族等に対し一定の葬祭費を支給する。 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 福祉事業 | 被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業および公務災害防止のために必要な事業を行う。 | 5 | 2,576 | 10 | 4,152 | 9 | 3,739 |
| 計 | | 27 | 25,497 | 127 | 45,781 | 78 | 37,720 |

人事委員会から報告された業務の状況

1 職員の競争試験および選考の状況

(1) 競争試験の状況

令和6年度の競争試験の実施状況は次のとおりです。

①試験日程等

| 試験の種類 | 公告日 | 申込受付期間 | 試験日 | | 試験場 | 名簿確定日 | 最終合格者発表日 |
|--------------------|---------|---------------|--------------|------------------|--|---------|----------|
| | | | 第1次試験 | 第2次試験 | | | |
| I種（アビール枠） | 6.3.1 | 6.3.1～3.25 | 6.4.9～4.23 | 6.5.29～5.31 | 1次試験 SP13テストセンターほか 2次試験 福井県生活学習館 | 6.6.25 | 6.6.28 |
| I種（技術先行枠） | 6.3.1 | 6.3.1～3.25 | 6.4.9～4.23 | 6.5.29～6.1 | 1次試験 SP13テストセンターほか 2次試験 福井県生活学習館 | 6.6.25 | 6.6.28 |
| I種（移住・定住促進枠（前期募集）） | 6.3.1 | 6.3.1～3.25 | 6.4.1～4.11 | 6.6.1～6.2 | 1次試験 事前提出ほか 2次試験 福井県生活学習館 | 6.6.25 | 6.6.28 |
| I種 | 6.4.23 | 6.4.26～5.23 | 6.6.16 | 6.7.20、7.22～7.26 | 1次試験 福井県立大学 CIVI研修センター 2次試験 福井県生活学習館 福井県中小企業産業大学校 | 6.8.10 | 6.8.14 |
| I種（移住・定住促進枠（後期募集）） | 6.4.23 | 6.8.15～9.24 | 6.9.30～10.10 | 6.11.23～11.24 | 1次試験 事前提出ほか 2次試験 福井県生活学習館 | 6.12.9 | 6.12.10 |
| I種（追加募集） | 6.9.3 | 6.9.3～9.24 | 6.10.7～10.20 | 6.11.24 | 1次試験 SP13テストセンターほか 2次試験 福井県生活学習館 | 6.12.9 | 6.12.10 |
| I種（第2回追加募集） | 6.10.18 | 6.10.22～11.14 | 6.11.29～12.9 | 7.1.18 | 1次試験 SP13テストセンターほか 2次試験 福井県自治会館 | 7.1.31 | 7.2.3 |
| II種（職務経験者枠） | 6.3.1 | 6.3.1～3.25 | 6.4.9～4.23 | 6.5.29 | 1次試験 SP13テストセンターほか 2次試験 福井県生活学習館 | 6.6.25 | 6.6.28 |
| II種 | 6.4.23 | 6.8.15～9.3 | 6.9.29 | 6.11.2 | 1次試験 福井県立大学 若狭国書学習センター 2次試験 福井県自治会館 | 6.11.18 | 6.11.19 |
| II種（職務経験者枠・追加募集） | 6.10.18 | 6.10.22～11.14 | 6.11.29～12.9 | 7.1.18 | 1次試験 SP13テストセンターほか 2次試験 福井県自治会館 | 7.1.31 | 7.2.3 |

| | | | | | | | |
|-------------------|--------|-----------------|--------|-------------------|--|---------|---------|
| 就職氷河期 世代対象 | 6.4.23 | 6.8.15～ 9.3 | 6.9.29 | 6.11.2～ 11.3 | 1次試験 福井県立大学 2次試験 福井県自治会館 | 6.11.18 | 6.11.19 |
| 小中学校 事務 | 6.4.23 | 6.8.15～ 9.3 | 6.9.29 | 6.11.2 | 1次試験 福井県立大学 若狭図書学習センター 2次試験 福井県自治会館 | 6.11.18 | 6.11.19 |
| 障がい者 対象 | 6.4.23 | 6.8.15～ 9.3 | 6.11.3 | 6.12.8 | 1次試験 福井県社会福祉センター 若狭図書学習センター 2次試験 福井県社会福祉センター | 6.12.18 | 6.12.19 |
| 警察官 (男性A) | 6.4.23 | 6.5.24～ 6.20 | 6.7.14 | 6.8.9～ 8.11 | 1次試験 福井県立大学 都道府県会館ほか 2次試験 福井県生活学習館 福井県中小企業産業大学校 | 6.8.29 | 6.8.30 |
| 警察官 (女性A) | 6.4.23 | 6.5.24～ 6.20 | 6.7.14 | 6.8.9～ 8.11 | 1次試験 福井県立大学 都道府県会館ほか 2次試験 福井県生活学習館 福井県中小企業産業大学校 | 6.8.29 | 6.8.30 |
| 警察官 (男性B) | 6.4.23 | 6.8.15～ 9.3 | 6.9.22 | 6.10.26～ 10.28 | 1次試験 福井県織協ビル 若狭図書学習センター 2次試験 福井県中小企業産業大学校 | 6.11.11 | 6.11.12 |
| 警察官 (女性B) | 6.4.23 | 6.8.15～ 9.3 | 6.9.22 | 6.10.26～ 10.27 | 1次試験 福井県織協ビル 若狭図書学習センター 2次試験 福井県中小企業産業大学校 | 6.11.11 | 6.11.12 |
| 警察官 (武道指 導) | 6.4.23 | 6.8.15～ 9.3 | 6.9.22 | 6.10.26、 10.28 | 1次試験 福井県織協ビル 福井県警察学校 2次試験 福井県中小企業産業大学校 | 6.11.11 | 6.11.12 |
| 少年警察 補導員 | 6.4.23 | 6.8.15～ 9.3 | 6.9.29 | 6.11.2 | 1次試験 福井県立大学 2次試験 福井県自治会館 | 6.11.18 | 6.11.19 |

②受験資格および試験の方法

| 試験の種類 | 受験資格 | 試験の方法 | | |
|------------------------------------|--|--|---|----------|
| | | 第1次試験 | 第2次試験 | その他 |
| I種 | 1 平成2年4月2日から平成 15年4月1日までに生ま れた者 2 平成15年4月2日以降 に生まれた者で、学校教育 法による大学（短期大学を 除き、人事委員会が同等と 認めるもの）を卒業した者 または令和7年3月31日までに卒 業見込の者 | 1 教養試験 ・択一式試験 2 専門試験 ・択一式試験 3 適性検査 | 1 論文試験 2 口述試験 ・集団討論 ・個別面接 3 適性検査 | |
| I種 (アピール 枠) | 1 平成2年4月2日から平成 15年4月1日までに生ま れた者 2 平成15年4月2日以降 に生まれた者で、学校教育 法による大学を卒業した者 または令和7年3月31日 までに卒業見込の者 | 1 基礎能力試験 2 アピールシー ト選考（事前提 出） 3 性格検査 | 1 論文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査 | |
| I種 (技術先行 枠) | 1 平成2年4月2日から平成 15年4月1日までに生ま れた者 2 平成15年4月2日以降 に生まれた者で、学校教育 法による大学を卒業した者 または令和7年3月31日 までに卒業見込の者 | 1 基礎能力試験 2 専門性確認シ ート選考（事前 提出） 3 性格検査 | 1 専門試験 ・択一式または 記述式試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査 | |
| I種 (移住・定 住促進枠 (前期募 集)) | 1 昭和39年4月2日以降 に生まれた者（学歴を問わ ない）で、下記2、3のい ずれにも該当する者 2 福井県外に本社を置く民 間企業（団体および自営業 者を含む）、国の機関およ び福井県外の地方公共団体 の機関における、県外での 職務経験が平成25年4月 1日から令和6年2月29日 までの間ににおいて、通算 して5年以上の者 3 令和6年2月29日現在 で、福井県外に在住の者 | 1 論文試験（事 前提出） 2 性格検査 | 1 口述試験 ・個別面接 2 適性検査 | 職務経歴書の提出 |

| | | | | | |
|----------------------------|--|--|--|--|----------|
| I種 (移住・定住促進枠 (後期募集)) | <p>1 昭和39年4月2日以降に生まれた者(学歴を問わない)で、下記2、3のいずれにも該当する者</p> <p>2 福井県外に本社を置く民間企業(団体および自営業者を含む)、国の機関および福井県外の地方公共団体の機関における、県外での職務経験が平成26年4月1日から令和6年7月31日までの間において、通算して5年以上の者</p> <p>3 令和6年7月31日現在で、福井県外に在住の者</p> | | <p>1 論文試験(事前提出) 2 性格検査</p> | <p>1 口述試験 ・個別面接 2 適性検査</p> | 職務経歴書の提出 |
| I種(追加募集)および(第2回追加募集) | <p>1 平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者</p> <p>2 平成15年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者または令和7年3月31日までに卒業見込の者</p> | | <p>1 基礎能力試験 2 専門性確認シート選考(事前提出) 3 性格検査</p> | <p>1 専門試験 ・択一式または記述式試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査</p> | |
| II種 | 1 平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者 | | <p>1 教養試験 ・択一式試験 2 専門試験(技術系職種) ・択一式または記述式試験 3 適性検査</p> | <p>1 作文試験(事務系職種) 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査</p> | |
| II種(職務経験者枠) | <p>1 昭和39年4月2日以降に生まれた者で、下記2に該当する者</p> <p>2 民間企業(団体および自営業者を含む)、国の機関、地方公共団体の機関において、農業の普及指導(営農指導)、農作物の栽培管理・圃場整備または農業機械の販売・整備等の業務に、令和6年2月29日時点で通算して5年以上従事している者(証明可能なものに限る)</p> | | <p>1 基礎能力試験 2 専門性確認シート選考(事前提出) 3 性格検査</p> | <p>1 口述試験 ・個別面接 2 適性検査</p> | 職務経歴書の提出 |
| II種(職務経験者枠・追加募集) | <p>1 昭和39年4月2日以降に生まれた者で、下記2に該当する者</p> <p>2 民間企業(団体および自営業者を含む)、国の機関、地方公共団体の機関において、農業の普及指導(営農指導)、農作物の栽培管理・圃場整備または農業機械の販売・整備等の業務に、令和6年9月30日時点で通算して5年以上従事している者(証明可能なものに限る)</p> | | <p>1 基礎能力試験 2 専門性確認シート選考(事前提出) 3 性格検査</p> | <p>1 口述試験 ・個別面接 2 適性検査</p> | 職務経歴書の提出 |

| | | | | |
|-----------|--|--|--|----------|
| 就職氷河期世代対象 | 1 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者 | <p>1 教養試験 ・択一式試験 2 適性検査</p> | <p>1 作文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査</p> | |
| 障がい者対象 | <p>1 昭和39年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者で、下記2~6のいずれかの手帳等の交付を受けている者</p> <p>2 身体障害者手帳</p> <p>3 医師または産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律に掲げる身体障がいを有する旨の診断書または意見書</p> <p>4 療育手帳</p> <p>5 児童相談所等による知的障がい者であることの判定書</p> <p>6 精神障害者保健福祉手帳</p> | <p>1 教養試験 ・択一式試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査</p> | <p>1 作文試験 2 口述試験 ・個別面接</p> | |
| 小中学校事務 | 1 平成6年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者 | <p>1 教養試験 ・択一式試験 2 適性検査</p> | <p>1 作文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査</p> | |
| 警察官(男性A) | <p>1 平成6年4月2日以降に生まれた男性</p> <p>2 学校教育法による大学を卒業した者または令和7年3月31日までに卒業見込みの者</p> | <p>1 教養試験 ・択一式試験 2 適性検査</p> | <p>1 論文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査 4 身体的条件についての検査 ・視力 ・色覚 ・その他 5 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p> | 身体検査書の提出 |
| 警察官(女性A) | <p>1 平成6年4月2日以降に生まれた女性</p> <p>2 学校教育法による大学を卒業した者または令和7年3月31日までに卒業見込みの者</p> | <p>1 教養試験 ・択一式試験 2 適性検査</p> | <p>1 論文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査 4 身体的条件についての検査 ・視力 ・色覚 ・その他 5 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p> | 身体検査書の提出 |

| | | | | | |
|---------------|--|--|--------------------------------------|--|----------|
| 警察官 (男性B) | 1 平成6年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた男性 2 学校教育法による大学を卒業した者および令和7年3月31日までに卒業見込みの者を除く。 | | 1 教養試験 ・択一式試験 2 適性検査 | 1 作文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査 4 身体的条件についての検査 ・視力 ・色覚 ・その他 5 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび | 身体検査書の提出 |
| | | | | | |
| 警察官 (女性B) | 1 平成6年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた男性 2 学校教育法による大学を卒業した者および令和7年3月31日までに卒業見込みの者を除く。 | | 1 教養試験 ・択一式試験 2 適性検査 | 1 作文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査 4 身体的条件についての検査 ・視力 ・色覚 ・その他 5 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび | 身体検査書の提出 |
| | | | | | |
| 警察官 (武道指導) | 平成6年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者で、下記1から3のいずれかに該当する者 1 受験申込締切日までに柔道三段以上の段位を取得している者 2 全日本柔道連盟もしくはこれに加盟する団体が主催する全国大会の出場経験者、またはこれと同等の実力を有すると認める者 3 受験申込締切日までに剣道三段以上の段位を取得している者 | | 1 教養試験 ・択一式試験 2 適性検査 3 実技試験 | 1 作文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査 4 身体的条件についての検査 ・視力 ・色覚 ・その他 5 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび | 身体検査書の提出 |
| | | | | | |
| 少年警察補導員 | 1 平成6年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 | | 1 教養試験 ・択一式試験 2 適性検査 | 1 作文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査 4 身体的条件についての検査 ・視力 ・色覚 ・その他 | 身体検査書の提出 |

③申込者数、受験者数、合格者数、競争倍率

| 試験の種類 | 職種 | 採用予定数 | 申込者数 | 第1次試験 | | 第2次試験受験者数 | 最終合格者数 | 競争倍率 |
|----------------------------|----------|-------|----------|----------|---------|-----------|---------|------|
| | | | | 受験者数 | 合格者数 | | | |
| I種 | 行政 | 44 | 157 (72) | 132 (61) | 98 (41) | 86 (39) | 58 (28) | 2.3 |
| | 福祉・心理 | 9 | 21 (7) | 18 (7) | 13 (6) | 13 (6) | 8 (4) | 2.3 |
| | 農学 | 4 | 7 (2) | 7 (2) | 5 (1) | 3 (0) | 3 (0) | 2.3 |
| | 林学 | 5 | 4 (2) | 3 (2) | 2 (2) | 0 (0) | — | — |
| | 水産 | 3 | 8 (1) | 5 (1) | 4 (1) | 4 (1) | 4 (1) | 1.3 |
| | 建築 | 1~2 | 3 (1) | 2 (1) | 2 (1) | 2 (1) | 1 (0) | 2.0 |
| | 土木(総合) | 6 | 6 (0) | 4 (0) | 3 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 4.0 |
| | 機械・金属 | 1~2 | 2 (0) | 2 (0) | 2 (0) | 2 (0) | 1 (0) | 2.0 |
| | 電気 | 5 | 3 (1) | 2 (0) | 2 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 2.0 |
| | 化学 | 1~2 | 3 (1) | 3 (1) | 3 (1) | 2 (1) | 2 (1) | 1.5 |
| | 警察行政 | 10 | 54 (24) | 35 (18) | 17 (11) | 16 (11) | 8 (6) | 4.4 |
| | 情報処理(警察) | 1 | 2 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 0 (0) | — | — |
| | 心理(警察) | 1 | 11 (9) | 9 (7) | 5 (3) | 5 (3) | 2 (1) | 4.5 |
| | 化学(警察) | 1 | 7 (4) | 4 (3) | 3 (2) | 3 (2) | 2 (2) | 2.0 |
| | 物理(警察) | 1 | 2 (1) | 1 (1) | 1 (1) | 1 (1) | 1 (1) | 1.0 |
| I種 (アビール枠) | 行政 | 17 | 119 (46) | 93 (36) | 51 (20) | 47 (18) | 30 (13) | 3.1 |
| I種 (技術先行枠) | 農学 | 7 | 17 (5) | 13 (4) | 12 (4) | 9 (3) | 8 (3) | 1.6 |
| | 林学 | 2 | 4 (2) | 4 (2) | 3 (2) | 3 (2) | 3 (2) | 1.3 |
| | 土木(総合) | 8 | 16 (3) | 15 (2) | 15 (2) | 15 (2) | 12 (1) | 1.3 |
| | 電気 | 2 | 3 (0) | 3 (0) | 3 (0) | 3 (0) | 3 (0) | 1.0 |
| | 情報処理(警察) | 1 | 1 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 1.0 |
| I種 (実技) | 物理(警察) | 1 | 9 (4) | 5 (3) | 3 (2) | 1 (1) | 1 (1) | 5.0 |
| | 行政 | 8 | 51 (9) | 35 (5) | 20 (5) | 18 (3) | 7 (2) | 5.0 |
| | 土木(総合) | 3 | 1 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 1.0 |
| I種 (移住・定住促進枠) (前期募集) | 行政 | 7 | 61 (12) | 42 (10) | 18 (4) | 16 (4) | 10 (3) | 4.2 |
| | 土木(総合) | 2 | 3 (0) | 2 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 2.0 |
| I種 (追加募集) | 農学 | 1~2 | 3 (0) | 2 (0) | 2 (0) | 2 (0) | 1 (0) | 2.0 |
| | 林学 | 8 | 3 (0) | 2 (0) | 2 (0) | 2 (0) | 1 (0) | 2.0 |
| | 建築 | 2 | 0 (0) | — | — | — | — | — |
| | 土木(総合) | 4 | 1 (0) | 1 (0) | 1 (0) | — | — | — |
| | 電気 | 3 | 1 (1) | 1 (1) | 1 (1) | 1 (1) | 1 (1) | 1.0 |
| | 機械・金属 | 1~2 | 2 (0) | 2 (0) | 2 (0) | 2 (0) | 1 (0) | 2.0 |

| | | | | | | | | |
|----------------------|---------|----|---------|---------|---------|---------|---------|------|
| I種 (第2回追加募集) | 福祉・心理 | 4 | 13 (7) | 7 (4) | 4 (4) | 4 (4) | 3 (3) | 2.3 |
| | 林学 | 6 | 4 (2) | 3 (2) | 2 (2) | 1 (1) | 1 (1) | 3.0 |
| | 建築 | 2 | 1 (0) | 0 (0) | — | — | — | — |
| | 土木(総合) | 2 | 2 (1) | 1 (1) | 1 (1) | 1 (1) | 0 (0) | — |
| | 電気 | 2 | 1 (0) | 1 (0) | 0 (0) | — | — | — |
| II種 | 行政 | 2 | 29 (14) | 24 (11) | 17 (5) | 13 (5) | 8 (3) | 3.0 |
| | 農学 | 2 | 3 (2) | 3 (2) | 3 (2) | 3 (2) | 2 (1) | 1.5 |
| | 林学 | 2 | 1 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 1.0 |
| | 土木(総合) | 2 | 2 (0) | 2 (0) | 2 (0) | 2 (0) | 2 (0) | 1.0 |
| II種 (職務経験者枠) | 農学 | 2 | 2 (1) | 2 (1) | 2 (1) | 1 (0) | 1 (0) | 2.0 |
| II種 (職務経験者枠・追加募集) | 農学 | 2 | 1 (1) | 1 (1) | 1 (1) | 1 (1) | 1 (1) | 1.0 |
| 就職氷河期世代対象 | 行政 | 5 | 75 (37) | 62 (33) | 16 (5) | 16 (5) | 5 (2) | 12.4 |
| | 警察行政 | 2 | 20 (11) | 19 (11) | 12 (6) | 12 (6) | 6 (5) | 3.2 |
| 障がい者対象 | 行政 | 5 | 35 (12) | 28 (8) | 11 (2) | 10 (2) | 3 (0) | 9.3 |
| | 小中学校事務 | 1 | 4 (1) | 4 (1) | 4 (1) | 3 (1) | 1 (1) | 4.0 |
| 小中学校事務 | 小中学校事務 | 5 | 59 (38) | 41 (28) | 15 (10) | 12 (8) | 11 (8) | 3.7 |
| 警察官 | 男性A | 32 | 149 (-) | 110 (-) | 88 (-) | 61 (-) | 48 (-) | 2.3 |
| | 女性A | 8 | 43 (43) | 31 (31) | 27 (27) | 22 (22) | 15 (15) | 2.1 |
| | 男性B | 22 | 112 (-) | 78 (-) | 69 (-) | 51 (-) | 44 (-) | 1.8 |
| | 女性B | 6 | 42 (42) | 31 (31) | 24 (24) | 14 (14) | 11 (11) | 2.8 |
| | 武道指導 | 2 | 6 (0) | 5 (0) | 5 (0) | 2 (0) | 2 (0) | 2.5 |
| 少年警察捕導員 | 少年警察捕導員 | 1 | 7 (3) | 6 (3) | 4 (2) | 3 (1) | 2 (1) | 3.0 |

※ () 内は女性

(2) 選考の状況

令和6年度の選考採用の実施状況は次のとおりです。

①職員の任用に関する規則第22条第1号および第2号に規定するもの

(資格・免許を必要とする職、職務遂行能力についての順位の判定が困難な職など)

| 職種 | 任命権者別合格者数 | | | 計 |
|--------|-----------|-------|-------|----|
| | 知事 | 教育委員会 | 警察本部長 | |
| 医師 | 24 | | | 24 |
| 薬剤師 | 3 | | | 3 |
| 保健師 | 4 | | | 4 |
| 看護師 | 45 | | | 45 |
| 助産師 | 3 | | | 3 |
| 臨床検査技師 | 1 | | | 1 |
| 臨床工学技士 | 2 | | | 2 |
| 理学療法士 | 2 | | | 2 |
| 保育士 | 2 | | | 2 |
| 学芸員 | 4 | | | 4 |
| 文化財調査員 | | 1 | | 1 |

②職員の任用に関する規則第22条第4号、第5号および第7号に規定するもの

(教育公務員をもって充てようとする職、他の地方公共団体や国の職を持って充てようとする職など)

| 任命権者別合格者数 | | | | 計 |
|-----------|-----|-------|-------|-----|
| | 知事 | 教育委員会 | 警察本部長 | |
| 12人 | 58人 | 8人 | | 78人 |

③職員の任用に関する規則第22条第9号に規定するもの

(地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された者をもって充てようとする職)

| 任命権者別合格者数 | | | | 計 |
|-----------|----|-------|-------|-----|
| | 知事 | 教育委員会 | 警察本部長 | |
| 48人 | 2人 | 14人 | | 64人 |

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況

令和6年10月7日、地方公務員法第8条、第14条および第26条の規定に基づき、福井県人事委員会委員長より、福井県議会および福井県知事に対して、次のような内容の報告および勧告を行いました。（報告および勧全文については福井県人事委員会事務局ホームページ【<http://www.pref.fukui.jp/doc/jinji-i/index.html>】に掲載しております。）

（1）報告

① 公民の給与較差等に基づく給与改定

ア 公民給与の比較

（7）月例給

民間給与との較差 9,435円 2.63%（民間給与368,587円 職員給与359,152円）

（イ）期末勤勉手当

民間の支給割合 4.58月分（職員の支給月数4.50月）

イ 改定の内容

（7）月例給

・人事院勧告における国家公務員俸給表の改定に準じて給料表を改定

行政職の試験採用職員の初任給を大卒程度で23,200円、高卒程度で23,600円引き上げるなど、若年層に重点を置きつつ、給料表全体について引上げ改定

（イ）初任給調整手当

・医師および歯科医師に対する手当について、人事院勧告に準じて支給額を改定

（カ）寒冷地手当

・人事院勧告に準じ、支給月額を改定

（イ）期末勤勉手当

・民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.50月分→4.60月分（0.1月分の引上げ）

・引上げ分は期末手当・勤勉手当の支給月数に均等に配分

ウ 実施時期

令和6年4月1日

② 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

ア 改定の内容

（7）月例給

・人事院勧告における国家公務員俸給表の見直し内容を踏まえて改定

（イ）地域手当

・級地区分および支給割合等を改定

・地域手当が地域の民間給与の適切な反映を目的としていることを考慮し、民間給与の実態に応じて支給割合を見直すことが適當

・県内に所在する公署に在勤する職員（医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く）に対しては、引き続き一律に支給することが適當

（カ）扶養手当

・配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引上げ

・現に配偶者に係る手当を受給している職員への影響を考慮し、2年をかけて改定

（イ）通勤手当および単身赴任手当

・人事院勧告の内容を踏まえ、職員の勤務の実情に鑑み、改定を検討する必要

（カ）管理職員特別勤務手当

・平日深夜に係る支給対象時間帯を午後10時以降に拡大

（カ）期末勤勉手当

- 47 -

・成績率の上限を平均支給月数の3倍に引上げ

・特定任期付職員の業績手当を廃止し、期末手当と勤勉手当から成る構成に改定

（キ）定年前再任用短時間勤務職員等に対する手当

・地域手当、住居手当、寒冷地手当、特地勤務手当および特地勤務手当に準ずる手当を新たに支給

イ 実施時期

令和7年4月1日

③ 給与以外の勤務条件

ア 仕事と家庭の両立支援

職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、休暇制度を利用しやすい職場の雰囲気づくりや休暇等を取得する職員の業務を職場全体でサポートできる環境整備が重要。テレワークや早出遅出勤務、フレックスタイム制の利活用による、柔軟で効率的な働き方の推進が必要

イ 職員の健康管理

職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するほか、勤務間インターバルの確保を努力義務とすることにより生活時間を確保するなど、職員の健康状態に配慮するとともに、職場の労働安全や勤務条件の管理を徹底することが必要

ウ 超過勤務時間の縮減

業務のスリム化・効率化の推進や適正な人員配置に加え、RPAや生成AIの有効活用など、行政のデジタル化を推進するとともに、職員の勤務の実態を客観的に把握するシステムを活用し、職員の勤務時間を適切に管理し業務分担を見直すなど、長時間勤務の抑制に繋げることが重要

エ 学校現場における負担軽減

学校や教職員の業務の見直しや効率化の推進を図るとともに、業務改善が着実に行われるようフォローアップが必要。外部人材の活用等により、教職員の負担軽減を図るとともに、働きやすい環境整備を進め、教職員の確保を図ることが必要

オ 人材の確保・育成

国や民間の採用活動の早期化を踏まえた対応に加え、優秀な人材を幅広く確保するための採用手法の検討が必要。志望者拡大に向けての魅力発信のみならず、公務そのものの魅力向上も課題。職員の自己実現や自律的なキャリア形成、職員のチャレンジを支援する仕組みが必要

カ 定年引上げへの対応

高齢期職員の幅広い職務における活躍を促すとともに、多様な働き方を選択できるよう、情報提供や研修など、サポート体制を充実させ、高いモチベーションを保ちながら仕事に取り組むことができるような環境づくりが必要

キ ハラスメントの防止

職員や職場管理者に対するハラスメント防止対策の周知・啓発を徹底するとともに、効果的なカスタマー・ハラスメント対策を実施し、職員が安心して能力を十分に発揮できる良好な職場環境の整備が必要

ク 公務員倫理の確保

職員研修等のあらゆる機会を通じて職員の倫理意識の高揚に努め、法令の遵守および厳正な服務規律の確保を図り、県民の信頼を著しく損なうことがないよう、綱紀粛正の徹底が必要

ケ 非常勤職員の適切な待遇

多様な行政ニーズに対応する人材を安定的に確保するため、非常勤職員の適正な任用や勤務条件が確保されるよう、引き続き適切に対応していくことが必要

コ 組織力の強化

様々な行政課題を解決するため、「人財」を最大限に活用するとともに、柔軟で機動的な組織運営や組織内部の連帯感の醸成が重要。不適切な会計処理について、組織として人為的ミスや不適事項を極小化するための対策が必要

(2) 勧告

① 令和6年4月の公民の給与較差に基づく給与改定のための関係条例の改正

ア 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

(7) 納入表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/r6kankoku_d/fil/kankoku.pdf

(イ) 諸手当

a 初任給調整手当について

(a) 医療職給料表（1）の適用を受ける医師および歯科医師に対する支給月額の限度を人事院勧告に準じて改定すること。

(b) 医療職給料表（1）以外の給料表の適用を受ける医師および歯科医師で、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を人事院勧告に準じて改定すること。

b 寒冷地手当について

(a) 寒冷地手当の支給月額を人事院勧告に準じて改定すること。

(b) 福井県一般職の職員等の給与に関する条例別表第6に掲げる地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷および積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として人事委員会が定めるものに在勤する職員に対する寒冷地手当の支給について、同表に掲げる地域または人事委員会が定める区域に居住するものに限る取扱いを廃止すること。

c 期末手当および勤勉手当について

(a) 令和6年12月期の支給割合

i 特定幹部職員（同条例第21条第2項に規定する職員）以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を現行の1.225月分から0.05月分引き上げ、1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員については、現行の0.6875月分から0.025月分引き上げ、0.7125月分）とし、勤勉手当の支給割合を現行の1.025月分から0.05月分引き上げ、1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員については、現行の0.4875月分から0.025月分引き上げ、0.5125月分）とすること。

ii 特定幹部職員

12月に支給される期末手当の支給割合を現行の1.025月分から0.05月分引き上げ、1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員については、現行の0.5875月分から0.025月分引き上げ、0.6125月分）とし、勤勉手当の支給割合を現行の1.225月分から0.05月分引き上げ、1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員については、現行の0.5875月分から0.025月分引き上げ、0.6125月分）とすること。

(b) 令和7年6月期以降の支給割合

i 特定幹部職員以外の職員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の1.225月分から0.025月分引き上げ、1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ現行の0.6875月分から0.0125月分引き上げ、0.7月分）とし、

- 49 -

6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ現行の1.025月分から0.025月分引き上げ、1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ現行の0.4875月分から0.0125月分引き上げ、0.5月分）とすること。

ii 特定幹部職員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の1.025月分から0.025月分引き上げ、1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ現行の0.5875月分から0.0125月分引き上げ、0.6月分）とし、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ現行の1.225月分から0.025月分引き上げ、1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ現行の0.5875月分から0.0125月分引き上げ、0.6月分）とすること。

イ 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

(7) 納入表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/r6kankoku_d/fil/kankoku.pdf

(イ) 期末手当について

a 令和6年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を現行の1.7月分から0.05月分引き上げ、1.75月分とすること。

b 令和7年6月期以降の支給割合

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の1.7月分から0.025月分引き上げ、1.725月分とすること。

ウ 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

(7) 納入表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/r6kankoku_d/fil/kankoku.pdf

(イ) 特定任期付職員の令和6年12月期の期末手当について

期末手当の支給割合を現行の1.7月分から0.05月分引き上げ、1.75月分とすること。

② 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係条例の改正

ア 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

(7) 納入表

①のアの(7)による改定後の給料表を別記第4のとおり改定すること。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/r6kankoku_d/fil/kankoku.pdf

新給料表への切替えは、別記第5の切替要領によること。

(イ) 諸手当

a 扶養手当について

(a) 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、福井県一般職の職員等の給与に関する条例第9条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき13,000円とすること。

- 50 -

- (b) 扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講ずること。
- b 地域手当について

地域手当の支給地域、支給割合等については、人事院勧告に準じて改定すること。ただし、県内に所在する公署に在勤する職員（医療職給料表（1）の適用を受けたる職員を除く。）には、国家公務員に準拠した制度にした場合の財源の範囲内で一律に支給すること。
- c 管理職員特別勤務手当について
 - (a) 特定管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。
 - (b) (a)の管理職員特別勤務手当の額は、(a)による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（その勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とすること。
- d 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当について

福井県一般職の職員等の給与に関する条例第10条の3の規定による地域手当、住居手当、寒冷地手当、特地勤務手当および特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

- イ 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

特定任期付職員の特別給については、次のとおりとすること。

 - (ア) 勤勉手当を支給すること。
 - (イ) 6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。
 - (ウ) 6月および12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、各任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。
 - (エ) 特定任期付職員業績手当を廃止すること。
- ウ 福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の改正

暫定再任用職員に対して、福井県一般職の職員等の給与に関する条例第10条の3の規定による地域手当、住居手当、寒冷地手当、特地勤務手当および特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

③ 改定の実施時期等

- ア 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、①のアの(イ)のbの(b)およびcの(b)ならびにイの(イ)のb、②ならびに③のイの(ア)および(イ)については、令和7年4月1日から実施すること。

イ 経過措置等

- (ア) 扶養手当の月額等の特例措置
 - a 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で

定める職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。

- b 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、福井県一般職の職員等の給与に関する条例第9条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき11,500円とすること。
- (イ) 地域手当の支給割合の特例措置

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間における地域手当の支給割合は、人事院勧告に準じて1年ごとに見直すこと。
- (カ) その他所要の措置

(ア)および(イ)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、職員の労働基本権を制限した代償措置として、職員としての地位に基づく経済的権利を確保するために設けられたもので、職員が給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、苦情、不満のある場合、人事委員会に対して地方公共団体の当局により、適当な措置が取られることを要求する権利を認めようとするものです。

(1) 措置要求の状況

令和6年度における措置要求事案はありません。

4 不利益処分に関する審査請求の状況

この制度は、任命権者によって不利益処分を受けたと思う職員から適法な審査請求があったとき人事委員会はそれを受理し、必要な調査、審査を行い、その結果に基づいて、当該処分が妥当であるとするときはそれを承認し、違法不当であればこれを修正または取消し、さらに必要があれば給与の回復等必要かつ適切な措置を指示することにより職員の利益を保護し、人事行政の適正化を図るものです。

(1) 審査請求の状況

令和6年度における審査請求事案はありません。